

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、曾爾村長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

令和七年十月二十一日

奈良県知事 山下 真

一 測量の目的 公共測量（地籍調査）

二 測量の地域 宇陀郡曾爾村大字伊賀見地区

三 測量の期間 令和七年九月十六日から同年十二月二十八日まで